

令和元年10月から

児童発達支援の利用者負担が無償化されます。

(医療型児童発達支援、保育所等訪問支援も対象)

対象となる児童と無償になる期間

※○が付いている期間が無償化対象

年度 お子さんの 生年月日	令和元年度 R1.10月～R2.3月	令和2年度 R2.4月～R3.3月	令和3年度 R3.4月～R4.3月	令和4年度 R4.4月～R5.3月	令和5年度 R5.4月～R6.3月
H25.4.2～ H26.4.1生まれ	○				
H26.4.2～ H27.4.1生まれ	○	○	児童発達支援は利用できません		
H27.4.2～ H28.4.1生まれ	○	○	○		
H28.4.2～ H29.4.1生まれ		○	○	○	
H29.4.2～ H30.4.1生まれ		1割負担	○	○	○
H30.4.2～ H31.4.1生まれ	※住民税非課税世帯は無償			○	○

※ 利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

問い合わせ先:三条市教育委員会 子どもの育ちサポートセンター

TEL0256-45-1131